

砂利採取業務主任者試験案内

広島 県

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定によるこの試験を、次のとおり実施します。

1 試験の日時

令和 7 年 11 月 14 日（金）午前 10 時から正午まで

（午前 9 時 30 分開場 試験開始 15 分前までに入場してください。）

2 試験の場所

広島市中区基町 10 番 52 号 県庁本館 601 会議室

3 試験の方法及び内容

試験は、選択式筆記試験とし、おおむね次の事項について行います。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含みます。）

4 受験の申込手続

(1) 受験願書の受付期間

令和 7 年 10 月 9 日（木）から令和 7 年 10 月 30 日（木）まで

（受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分とし、土日祝日を除く。）

（郵送等の場合は、令和 7 年 10 月 30 日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(2) 受験願書の提出方法・提出先

持参又は郵送等により、広島県土木建築局技術企画課に提出してください。

（住 所）〒730-8511 広島市中区基町 10-52

（電話番号）(082) 513-3853（ダイヤルイン）

（担 当）広島県土木建築局技術企画課技術総務グループ

(3) 提出書類

ア 受験願書 1 通

イ 整理票 1 通

ウ 写真 1 枚

（サイズは縦 6 cm×横 4 cm のものであって、受験願書提出前 6 か月以内に撮影した正面・脱帽上半身像で、その裏面に氏名及び年齢を記載したもの。整理票に貼り付けてください。）

(4) 提出書類様式の配布

ア 窓口等での配布

広島県土木建築局技術企画課又は建設事務所（支所）にて配布します。

なお、広島県ホームページから様式をダウンロードして使用していただくこともできます。

URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/1171324789129.html>

（県のトップページから、 しごと・産業・観光 > 土木・建築関係 > 採石・砂利採取業、建設リサイクル法、インフラ老朽化対策、公共土木施設災害に関することなら 又は組織でさがす > 土木建築局 > 技術企画課 のページに掲載されている「令和 7 年度砂利採取業務主任者試験案内」でご覧いただけます。）

イ 郵送等による配布

郵送等による配布を希望する場合は、広島県土木建築局技術企画課に連絡してください。
なお、送料は請求者の負担となります。

(5) 受験手数料

8,000 円を次のいずれかの方法により納付してください。

なお、いずれの方法においても、納付された受験手数料は返還しません。

ア 収納窓口（県庁）での納付

広島県土木建築局技術企画課で受験願書の確認を受け、収納窓口（会計総務課）にて現金で納付してください。

イ 納付書による金融機関等での納付

(ア) 「砂利採取業務主任者試験納付書〇通請求」と朱書した封筒に、所要の郵便切手（納付書 2 通までの定形郵便物であれば 110 円）を貼った宛先明記の返信用封筒（長型 3 号以上のサイズ）を同封して、広島県土木建築局技術企画課宛に送付することにより納付書を請求してください。

なお、納付書の発行・送付は令和 7 年 10 月 9 日（木）以降となります

(イ) 送付された納付書により、広島県指定金融機関等で納付後、払込証明書（原本）を受験願書の所定欄に貼って受験願書の受付期間内に提出してください。

(6) 受験票の交付

受験願書その他の提出書類を受付後、申込者に対して受験票を交付します。

試験当日には、交付を受けた受験票を持参してください。

5 携行品

受験票、筆記用具

6 合格者の発表及び通知

合格者の発表は、令和 7 年 12 月 1 日（月）に合格者の受験番号を広島県報に登載するとともに県庁前の掲示板及び広島県ホームページに掲示して行うほか、合格者には文書で通知します。

7 その他

(1) 受験の申込後に住所その他の変更があったときは、直ちに広島県土木建築局技術企画課に連絡してください。

(2) 不明な点は、広島県土木建築局技術企画課にお問い合わせください。

(3) 試験会場までは公共交通機関の御利用をお願いします。

8 試験会場案内図

県庁本館

- 広電紙屋町東または紙屋町西電停から徒歩 3 分
- アストラムライン
県庁前駅から徒歩 2 分
- 紙屋町バス停またはバスセンターから徒歩 5 分

